

別 紙

答申第 28 号

答 申

### 1 審査会の結論

島根県知事（以下「実施機関」という。）が一部非開示とした本件異議申立ての対象となった個人情報の非開示部分のうち、別表 1 に掲げる部分は開示すべきである。

### 2 本件諮問に至る経緯

(1) 平成 26 年 7 月 1 日に本件異議申立人より島根県個人情報保護条例（平成 14 年 3 月 26 日島根県条例第 7 号。以下「条例」という。）第 12 条第 1 項の規定に基づく個人情報開示請求があった。

(2) 本件個人情報開示請求の内容は、「本人が 2010 年に島根県農林水産部食料安全推進課に訴えた動物病院獣医師から受けた私に対する法令違反の疑いに関するすべての資料」である。（なお、食料安全推進課は平成 27 年 4 月 1 日の組織改正により畜産課に改組。）

(3) この請求に対して、実施機関は、平成 26 年 7 月 15 日付けで次のような決定を行った。

#### ア 開示請求に係る個人情報の内容

「あなたが 2010 年に島根県農林水産部食料安全推進課に訴えた動物病院獣医師から受けた法令違反の疑いに関するあなたの資料

・電話録取 7 件及び復命書 3 件」

#### イ 決定内容

部分開示決定

#### ウ 開示しない部分

① 法人名

② 法人からの聞き取り内容

#### エ 開示しない理由

① 条例第 13 条第 4 号に該当

法人等に関する情報であって、開示することにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認めるため。

② 条例第 13 条第 7 号イに該当

法人からの聞き取り内容を公開することは、今後の調査や正確な事実の把握を困難にするおそれがあるため。

(4) 異議申立人は、この決定を不服として平成 26 年 9 月 1 日に異議申立てを行った。

(5) 実施機関は、条例第 34 条第 1 項の規定に従い、平成 26 年 9 月 11 日付けで当審査会に諮問書を提出した。

### 3 異議申立人の主張

(1) 異議申立ての趣旨

本件部分開示決定を取消し、全開示を求める。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の異議申立書、意見書による主張の要旨は次のとおりである。

ア 条例第 13 条第 4 号該当性について

条例第 13 条第 4 号に該当しない。

- ① 条例第 13 条第 4 号に該当し法令違反が認められないので「法人名」を開示しないとあるがこの件に関して県の獣医師法第 19 条の解釈を具体的に述べて法令違反でないことを証明すべきだと思う。
- ② ただし書きは、法人等又は事業を営む個人は、その活動が社会的に及ぼす影響が大きく、社会的責任が求められていることから、人の生命、健康、生活又は財産を保護する観点から開示することが必要と認められる情報については、開示することができることを定めたものである。人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報に該当する。
- ③ 条例第 13 条第 4 号に該当し法令違反が認められないので「法人名」を開示しないとあるが、電話録取によると「個人情報保護法第 25 条に基づき、本人からの請求があった場合は、個人情報（カルテ）を開示しなければならないとされているので、これに違反するということになる（農林水産省にも確認済み）」とはっきり言っているが。

イ 条例第 13 条第 7 号イ該当性について

条例第 13 条第 7 号イに該当しない。

- ① 「今後、同様な調査を行ううえで、正確な事実の把握を困難にし、当該事務の公正、円滑な遂行に著しい支障を生ずる」とは具体的にどういう意味でどういう支障が生ずるのですか。
- ② 本当に公正な事務をやっていたのかどうかの説明をするためにも開示すべきではないでしょうか。
- ③ すべて文書、カルテを開示して再聞き取りして再調査することは出来ないのでしょうか。それでやはり説明しなければ公文書等の管理に関する法律にも触れるし職権乱用に触れることはないのでしょうか。
- ④ 権限がない部署が今後同様な調査をすることはあるのですか。

ウ その他の主張

- ① 公務員の職務の遂行に係る情報（条例第 13 条第 3 号ウ）に該当する。
- ② 条例第 15 条本人の権利利益を保護するため特に必要があると認められる情報に該当する。

もう時効かもしれないが、開業獣医、行政獣医の重大な法令違反、不作為を隠している可能性がある情報で現在では動物病院情報は公共性が高くまた公務員の不正の疑いに関わる公益上開示する特に必要があると認められる情報である。

- ③ この開業獣医、行政獣医をたとえ法令違反で問えないとしても事実は消えない、道義上許されないことだと思う。

今後、同様の疑惑が起きても今回の情報を隠せば同じように動物を苦しませ人間を泣かせることが起きるかもしれないと思う。

私の疑いは、この部署のこの職員に話を聞けばはっきりすると思います。

#### 4 実施機関の主張

実施機関の非開示理由説明書による主張の要旨は次のとおりである。

##### (1) 条例第 13 条第 4 号該当性について

当該資料は動物病院獣医師の法令違反の疑いに関するものであるが、法令違反が認められない中、「法人名」を開示することは、該当法人に対して事業を営む上で競争上の不利益を与えるだけでなく、社会的信用・社会的評価を失墜させる

恐れがあるため非開示とした。

(2) 条例第 13 条第 7 号イ該当性について

県が動物病院に対して行った聞き取り調査の内容を開示することは、今後、同様な調査を行ううえで、正確な事実の把握を困難にし、当該事務の公正・円滑な遂行に著しい支障を生ずる恐れがあるため非開示とした。

5 審査会の判断

(1) 本件対象個人情報について

ア 対象情報記載公文書

本件開示請求における異議申立人の個人情報が記載されている公文書として、実施機関は別表 2 に掲げる文書番号 1 ないし文書番号 10 を特定した。

イ 個人情報該当性

実施機関が異議申立人の個人情報が記載されているとして特定した公文書は、電話録取票 7 件及び復命書 3 件である。電話録取票は、文書番号 5 を除き異議申立人と実施機関の間の電話でのやりとりを記録したものであり、また、復命書は異議申立人の電話連絡内容を受けて、実施機関が対象の動物病院から聞き取った内容が記録されている。

当審査会において実施機関が特定した公文書を見分したところ、文書番号 2 及び文書番号 5 を除く公文書には、異議申立人の氏名等本人を識別できる情報が記載されていた。また、文書番号 2 及び文書番号 5 を含む全ての公文書について、その記載内容に加え、その作成の目的からも、当該文書に記載された情報は異議申立人の個人情報であると認められる。

(2) 本件非開示部分の非開示情報該当性について

ア 条例第 13 条第 3 号該当性について

本号は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は開示請求者以外の特定の個人の権利利益を害するおそれがあるものは非開示情報に該当すると規定している。

実施機関は原決定において、法人名を条例第 13 条第 4 号に該当、法人からの聞き取り内容を条例第 13 条第 7 号イに該当するとして、本号該当性を主張していない。

しかしながら、本件対象個人情報には、複数の獣医師の姓又は氏名（以下、「獣医師名」という。）が記載されている。これらの情報は異議申立人以外の個人に関する情報であるため、本審査会は、本号該当性について検討する。

獣医師名は、開示請求者以外の特定の個人が識別される情報であり、条例第 13 条第 3 号本文に該当する。本号ただし書きアは、「法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」は例外的に開示することと定められている。獣医師名のうちホームページで公開されている情報については、異議申立人が知ることができ、本号ただし書きアに該当する。また、ペットの診療を行う際には、飼い主に対して獣医師名を伝えることが一般的と考えられ、診断書には獣医師名を記載することから、ホームページで公開されていない情報についても、慣行として異議申立人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報と言えるため、本号ただし書きアに該当する。

異議申立人は、実施機関が非開示としている情報について、条例第 13 条第

3号ただし書きウの職務遂行情報に該当すると主張している。

条例第13条第3号ただし書きウは、開示請求人以外の個人に関する情報であっても、公務員等の職務遂行に係る情報については本号による非開示情報の例外として開示することと定められている。

本件対象個人情報には、本号の本文に該当するとして非開示とした情報はないため、異議申立人の主張は認められない。

イ 条例第13条第4号該当性について

本号は、法人等に関する情報又は事業を営む個人に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるものは非開示情報に該当すると規定している。

実施機関は、法令違反が認められない中、法人名を開示することは当該法人に対して事業を営む上で、競争上の不利益を与えるだけでなく、社会的信用・社会的評価を失墜される恐れがあると主張している。

そこで、当審査会が本件対象個人情報を見分したところ、本件非開示部分に記載されている法人名は、異議申立人がペットを受診させた法人（動物病院）名等、本人が知り得る情報である。本人がすでに知り得る法人名を開示したとしても当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するとは言えず、条例第13条第4号には該当しない。

ウ 条例第13条第7号該当性について

本号は、県等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を生ずるおそれがあると認められるものは非開示情報に該当すると規定している。

本件聞き取りは、実施機関が診療拒否及びカルテ開示拒否について獣医師法違反に該当するのではないかと電話を受けて、違反の事実の有無を確認するため対象となる動物病院において実施機関の職員が任意で行ったものである。

このように実施機関は、両者からの聞き取り内容をもとに法令違反の有無について判断をする必要があり、また、両者からの聞き取りを行った結果、法令違反があったとは認められなくても、誤解を生じさせるような不適切な取扱い等があった場合には、対象となる動物病院に適切な取扱いをするよう促すことも必要となってくると考えられる。

これらを踏まえた上で、当審査会は、非開示情報について検討した。

実施機関が、条例第13条第7号イに該当するとして非開示とした情報には、法人からの聞き取り内容及び県担当者の考えが記載されている。

法人からの聞き取り内容には、動物病院側の率直な意見の部分が含まれている。このような情報を開示することとなれば、今後の同種の聞き取りの際に率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがある。また、動物病院側の発言内容は、動物病院側から聞き取りした内容をそのまま記録したものである。双方（異議申立人及び動物病院側）の言い分を検証した上でのものではない。このような情報が開示されると、今後同じような状況において、任意の聞き取りをされる者が身構え、正確な状況を把握するための情報を入手することができなくなるおそれがある。

本件聞き取りの性質を考えると、動物病院側の率直な意見の部分を開示することにより、今後、同様の事務・事業を実施する際に、実施機関が法令違反の有無等について判断をする前提となる情報収集に支障を来し、適正に当該事務・事業を実施すること自体が困難となるおそれがある。よって、これらの情報

は条例第 13 条第 7 号に該当する。

ただし、法人からの聞き取り内容のうち客観的な事実を記載した部分及び異議申立人本人に関する情報と県担当者の考えの部分については、開示しても当該事務・事業の適正な遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるとはまでは言えず、条例第 13 条第 7 号には該当しない。

エ 条例第 15 条（裁量的開示）該当性について

異議申立人は、条例第 15 条に基づき公益上の裁量権を行使して開示すべきである旨主張しているが、本件非開示部分のうち、別表 1 に掲げる部分以外の部分を開示することについて、当該部分を非開示とすることにより保護される利益を上回る個人の権利利益を保護する必要性があるとは認められない。

(3) 異議申立人のその他の主張について

なお、異議申立人は先に判断した主張以外に道義上の問題を主張しているが、この主張は当審査会の開示・非開示の判断を左右するものとは言えない。

(4) 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表 1

	公文書名	開示すべき部分
1	電話（口頭）録取票 平成 22 年 6 月 8 日	法人名
2	復命書 平成 22 年 6 月 9 日	獣医師の姓 法人名 9 行目最初から 10 行目 7 文字目まで 10 行目 31 文字目から 11 行目 13 文字目まで 13 行目最初から 34 行目最後まで
3	電話（口頭）録取票 平成 22 年 6 月 11 日	法人名 2 ページ目 下から 2 行目最初から 15 文字目まで 下から 1 行目 6 文字目から最後まで
4	電話録取票 平成 22 年 8 月 4 日 13 時 10 分	法人名
6	電話録取票 平成 22 年 8 月 6 日 11 時 40 分	法人名 1 ページ目下から 5 行目最初から下から 4 行目最後まで
7	電話録取票 平成 22 年 8 月 6 日 14 時 15 分	法人名
8	会議等復命書 平成 22 年 8 月 6 日	獣医師の姓 法人名 8 行目 3 文字目から最後まで 9 行目 4 文字目から 10 文字目まで 11 行目最初から 23 行目 19 文字目まで 25 行目最初から 28 行目最後まで 31 行目最初から 32 行目最後まで 34 行目最初から 35 行目 11 文字目まで
9	復命書 平成 22 年 8 月 9 日	獣医師の姓又は氏名 法人名 1 ページ目 10 行目 11 文字目から最後まで 15 行目最初から 1 ページ目最後まで 2 ページ目 1 行目最初から 3 行目 20 文字目まで 5 行目最初から 7 行目 38 文字目まで 8 行目 5 文字目から 9 行目最後まで 12 行目最初から 19 行目最後まで 22 行目最初から 2 ページ目最後まで
10	電話録取票 平成 22 年 8 月 10 日	法人名 下から 3 行目最初から下から 1 行目 7 文字目まで

別表 2

	公文書名	非開示部分	非開示理由
1	電話（口頭）録取票 平成 22 年 6 月 8 日	法人名	条例第 13 条第 4 号
2	復命書 平成 22 年 6 月 9 日	法人名	条例第 13 条第 4 号
		法人からの聞き取り内容	条例第 13 条第 7 号イ
3	電話（口頭）録取票 平成 22 年 6 月 11 日	法人名	条例第 13 条第 4 号
		法人からの聞き取り内容	条例第 13 条第 7 号イ
4	電話録取票 平成 22 年 8 月 4 日 13 時 10 分	法人名	条例第 13 条第 4 号
5	電話録取票 平成 22 年 8 月 4 日 15 時 40 分	なし（全部開示）	—
6	電話録取票 平成 22 年 8 月 6 日 11 時 40 分	法人名	条例第 13 条第 4 号
		法人からの聞き取り内容	条例第 13 条第 7 号イ
7	電話録取票 平成 22 年 8 月 6 日 14 時 15 分	法人名	条例第 13 条第 4 号
8	会議等復命書 平成 22 年 8 月 6 日	法人名	条例第 13 条第 4 号
		法人からの聞き取り内容	条例第 13 条第 7 号イ
9	復命書 平成 22 年 8 月 9 日	法人名	条例第 13 条第 4 号
		法人からの聞き取り内容	条例第 13 条第 7 号イ
10	電話録取票 平成 22 年 8 月 10 日	法人名	条例第 13 条第 4 号
		法人からの聞き取り内容	条例第 13 条第 7 号イ

(諮問第28号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
平成26年9月11日	実施機関から島根県個人情報保護審査会に対し諮問
平成26年10月10日	実施機関から非公開理由説明書を受理
平成26年11月7日	異議申立人の意見書を受理
平成26年12月18日 (審査会第1回目)	審議
平成27年1月15日 (審査会第2回目)	審議
平成27年2月19日 (審査会第3回目)	審議
平成27年3月19日 (審査会第4回目)	審議
平成27年4月30日 (審査会第5回目)	審議
平成27年5月28日 (審査会第6回目)	審議
平成27年6月18日 (審査会第7回目)	審議
平成27年7月16日 (審査会第8回目)	審議
平成27年8月19日 (審査会第9回目)	審議
平成27年9月9日	島根県個人情報保護審査会が実施機関に対し答申

(参考)

島根県個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
永松 正則	国立大学法人島根大学法学部准教授	会長代理
藤田 達朗	国立大学法人島根大学理事・副学長	会長
マユーあき	島根県立大学短期大学部教授	
丸山 創	弁 護 士	
横地 正枝	行 政 書 士	